

岡山市屋外広告物規則

平成8年3月15日

市規則第31号

最終改正 平成21年1月28日

市規則第 号

(参 照)

(趣旨)

第1条 この規則は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)及び岡山市屋外広告物条例(平成7年市条例第51号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「禁止地域」とは、条例第4条第1項各号に掲げる地域及び場所をいう。

2 この規則において「許可地域」とは、本市の区域のうち、禁止地域以外の区域をいう。

3 この規則において「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」又は「工業専用地域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域をいう。

4 この規則において「色」とは、広告物又は広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)の表示面の塗装、フィルム、プラスチックその他これらに類する物の色をいう。

5 この規則において「地色」とは、文字その他の具象的な図柄以外の地の色をいう。

6 この規則において「赤」、「黄赤」、「黄」、「紫」又は「赤紫」とは、日本工業規格のマンセル表色系の色相の赤、黄赤、黄、紫又は赤紫をいう。

7 この規則において「彩度」又は「明度」とは、日本工業規格のマンセル表色系の彩度又は明度をいう。

8 この規則において「けばけばしい色」とは、彩度が8以上の色をいう。

9 この規則において「暗色」とは、明度が3未満の色をいう。

(許可地域の種別)

第3条 条例第7条第2項の規定による許可地域の種別及び当該種別を含む区域は、次のとおりとする。

(1) 第1種許可地域 許可地域のうち、次に掲げる地域で市長が指定する区域

ア 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域

イ 禁止地域、第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域に準ずる地域で、特に良好な環境及び優れた景観を維持すべき地域

(2) 第2種許可地域 許可地域のうち、次に掲げる地域(第1種許可地域を除く。)で市長が指定する区域

ア 道路及び鉄道等の区間

イ 道路及び鉄道等に接続する地域

ウ その他良好な環境及び優れた景観を維持すべき地域

(3) 第3種許可地域 許可地域のうち、第1種許可地域及び第2種許可地域以外の区域